

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

京都市長 門 川 大 作

第10条第3項中「介護休暇及び」を削り、「0.5日」の右に「介護休暇及び」を加え、同条第4項を削る。

別表第2 7の項を次のように改める。

7	介護休暇	
	(1) 1日単位のもの	介 休
	(2) 半日単位のもの	介前半 又は 介後半
	(3) 1時間単位のもの	介 休 時 間

別表第2 19の項を次のように改める。

19	部分休業	部 分
----	------	-----

「

年休 使用	／	残
----------	---	---

」を「

年次 使用	／	休暇 残
----------	---	---------

」に、

「

介護休暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」

を

「

介護休暇	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)	日(時間)
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

に、「公災・通災」を「公務上災害・通勤災害」に、「事欠」を「事故欠勤」に、「病休」を「病気休務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

(総務局人事部給与課)